

## 【ドイツ】「統合責任法」の制定ーリスボン条約に伴う議会の関与権の強化

海外立法情報課・山口 和人

\* 2009年9月24日、EUのリスボン条約に関連する3つの法律が公布され、翌日施行された。これらの法律は、同年6月30日に連邦憲法裁判所が、同条約関連法として成立した「欧州連合の事項における連邦議会及び連邦参議院の権利の拡大及び強化に関する法律」(以下「議会権限強化法」と略)を違憲とする判決を下した結果、改めて制定されたもので、判決に従い、EUに関する連邦政府の行動に対する議会の関与権を著しく強化するものである。その中核となるのが「統合責任法」である。これとほぼ時を同じくして9月23日、ドイツは同条約を批准した。

### 立法の背景

リスボン条約については、すでにその承認法が2008年10月14日に公布されるとともに、同条約の内容に対応した基本法の改正法も同月16日に公布された。(拙稿【ドイツ】リスボン条約承認に伴う第53次基本法改正『外国の立法』237-2(2008.11)参照)。さらに基本法で規定された事項を具体化する上記「議会権限強化法」も連邦議会と連邦参議院の議決を経てすでに2008年5月23日に成立していた。

ところが、これらの法律の合憲性を問題とする連邦議会の左派党会派やその他の議員等が連邦憲法裁判所に違憲の申立てをしたため、連邦政府は連邦憲法裁の結論が出るまで批准手続を停止するとともに、いったん議会で可決され成立した「議会権限強化法」についてもその公布及び施行を控えてきた。2009年6月30日の連邦憲法裁判決は、条約承認法及び基本法改正法を合憲と判断する一方、「議会権限強化法」については、同条約に導入されるEUの新たな意思決定の仕組みに対する連邦議会及び連邦参議院の関与権の保障が不十分であり、その限りで同法は基本法第23条第1項(EUに関する原則規定)と結びついた同法第38条第1項(連邦議会議員の選挙及びその地位)の規定に違反するとの判断を下した。この結論の根底には、EUがその増大した権限にもかかわらず依然として独立対等な主権国家による国際組織(国家連合)であり、連邦国家とはみなすことができないこと、EUレベルの議会である欧州議会が構成国の国民の意思を平等に代表しているとはいえないことを理由に、EUの政策決定に対する民主的コントロールは、構成国の議会を中心として行われるべきとの判断がある。

この判決を受け、「議会権限強化法」の手直しが行われ、判決の内容に沿った4つの法案が改めて連邦議会及び連邦参議院で審議され、2009年9月18日に成立した。

### 新関連法の内容

このたび公布・施行された3つの法律(さらに基本法改正規定実施のための法律が公布・施行の予定)は、EUに関する事項について議会の一層の権限拡大を規定するものであるが、その中心的内容をなすのが、違憲とされた「議会権限強化法」と同じ名称の下に改めて制定された法律に含まれる「欧州連合の事項における連邦議会及び連

邦参議院の統合の責任に関する法律」(以下「統合責任法」と略)である。

「統合責任法」は 12 条からなる法律で、リスボン条約における EU の意思決定の仕組みの変更に対応した議会の関与の方式について定める。リスボン条約は、EU の構成国が 27 に拡大したことを背景に、条約改正をはじめとする EU の意思決定を柔軟かつ迅速に行う規定を随所に設けたが、これによって民主的コントロールが損なわれないよう、欧州議会及び構成国議会の権限も強化した。「統合責任法」の中には、このようにもともとリスボン条約自体によって拡大された構成国議会の権限(EU の立法行為について意見表明を行う権限等)と、上記 2009 年 6 月 30 日の連邦憲法裁判決の趣旨に従って拡大された議会の権限に関する規定の両方が含まれている。

リスボン条約では、EU の条約の一部について、各構成国による批准手続を経ることなく、欧州理事会の全会一致の議決で簡略に改正を行うことができる場合が規定された(欧州連合条約第 48 条第 6 項)。また、特定の場合又は特定の政策領域について、新たな条約改正の手続を経ることなく、理事会の意思決定方式を全会一致から特定多数決(賛成国が構成国の 55%以上、その人口が EU 全体の 65%以上)による方式に変更できる場合が規定された(同第 7 項)。さらに、国境を越える特に重大な犯罪について、EU が指令で規定を設けることができる分野を理事会の全会一致で拡張することができる旨の規定(欧州連合運営条約第 83 条第 1 項)や、欧州連合条約又は欧州連合運営条約に必要な権限が定められていない場合に、理事会の全会一致で必要な権限を創設することができる旨の規定が設けられた(同第 352 条第 1 項)。違憲とされた「議会権限強化法」においては、特定多数決への移行の場合における連邦議会と連邦参議院の関与を規定してはいたが、両機関が EU での提案に反対する場合に限って、それぞれ表決の過半数による拒否権が認められるにすぎなかった。連邦憲法裁判決で、このような議会の関与では不十分と判断されたため、統合責任法では、これらの場合について、欧州理事会の議決に対するドイツ連邦共和国の同意は基本法第 23 条第 1 項の規定にしたがってあらかじめ制定された法律によって行われること、同意のための法律がない場合、欧州理事会のドイツ代表は、議案に反対しなければならないこと等が規定された(統合責任法第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条)。

参考文献(インターネット情報は 2009 年 10 月 21 日現在である)

- BVerfG, 2 BvE 2/08 vom 30.6.2009, Absatz-Nr. (1 - 421), <[http://www.bverfg.de/Entscheidungen/es20090630\\_2bve000208.html](http://www.bverfg.de/Entscheidungen/es20090630_2bve000208.html)>
- Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/13923, 16/13985, 16/13994, 16/13924, 16/13925, 16/13986, 16/13926, 16/13987.
- Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/233, den 8. September 2009.
- Bundesrat, *Drucksache*, 713/09.
- *Bundesgesetzblatt* Jg. 2009 Teil I S. 3022-3035.
- *Das Parlament*, 59. Jg. Nr.28, Nr.38.
- 植月 献二「【EU】リスボン条約発効へ」本号 6 頁